



冬みち通信



発行：中央区土木部維持管理課（中央区土木センター）

☎ 614-5800

札幌の冬のルール・マナー

道路への雪出しはやめましょう！



敷地内の雪を道路へ出すことは、道路交通法や道路法で禁止されています。道路への雪出しは、交通事故や交通渋滞の原因となるほか、除雪作業の支障にもなりますので、道路への雪出しはやめましょう。

路上駐車はやめましょう！



路上駐車があると除雪作業の支障になります。また、向かいの家に雪が多く寄せられるなど、ご近所の皆さまにも迷惑がかかりますので、除雪作業の妨げとなる路上駐車はやめましょう。

ごみ出しは収集日の朝に！



前日の夜に出されたごみ（道路上の折りたたまれていないごみステーション含む）は、除雪作業の支障になります。また、ごみが道路に散らばってしまうこともあります。ごみは収集日の朝にごみステーションへ出しましょう。

『かき分け除雪』へのご理解を！



新雪除雪（※）は限られた時間で通行路を確保するため、札幌市では道路の雪を左右に寄せる「かき分け除雪」を行います。

家の前に残った雪の処理は各ご家庭でお願いいたします。

※夜間に降り積もった路面の雪（新雪）を、道路脇に寄せる（かき分ける）作業

皆さまのご協力で
冬を一緒に乗り切
りましょう！



つるつる路面の砂まきにご協力をお願いします

冬季のつるつる路面での転倒事故を防止するため、札幌市では、人通りの多い歩道などに滑り止め用の砂(砂袋)が入った砂箱を設置しております。



↑ 砂箱 (形状が異なるものもあります)



↑ 砂袋 (デザインが異なるものもあります)



↑ 砂袋の中の滑り止め用砂

砂箱の中の砂は、道路(歩道・車道)にまく用で、誰でも自由に使うことができます。ご自身や後から通る方のため、つるつる路面を発見した際は、道路への砂まきにご協力をお願いします。



砂まきの手順

① 砂袋を取り出す



↑ 砂箱の中に入っています

② 砂袋を開ける



↑ 袋の端に切り口があります

③ 砂をまく



↑ 広範囲にまくのがポイント

④ 空袋は「空袋入れ」へ



↑ 空袋回収用の袋がぶらさがっている砂箱もあります



↑ 砂まき手順に係る詳細

砂の補充は
土木センターに
電話じゃ



中央区砂まきPRポスター

令和7年度のPRポスターは、選考会の結果、札幌デザイン&テクノロジー専門学校 蛸名 結希乃さんの作品となりました。



札幌市中央区土木部維持管理課 TEL 614-5800

【土木センターからのお知らせ】

- ・今年度の除雪に関する情報は広報さっぽろ12月号に綴込みの『冬の暮らしガイド(中央区版)』をご確認願います。
- ・市の雪対策に関するパンフレットや動画などを掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



【お問合せ】

中央区土木部維持管理課
(中央区土木センター)

TEL 614-5800

